

# 平成30年著作権法改正と図書館実務の関係 について—これまでの経緯を踏まえて—

## 【報告】

これまでの図書館に関する著作権法改正の経緯  
南亮一（国立国会図書館）

### はじめに

この発表では、これまでの図書館関係の法改正の経緯につき、解釈の変遷を含め、各サービスごとに解説する。これにより、2018年の法改正の意義を、これまでの経緯の中で理解するための一助としていただければ幸いである。

### 1 上映

映画の上映については、法第38条第1項に基づき、非営利・無料であれば、著作権者の許諾を得ることなく上映できることとなっている。ところが、1990年代から映画会社や劇場から上映中止を求める要請がなされることとなったことから、上映の在り方について権利者団体と協議することとなり、2001年12月に「合意書」が策定された。その結果、原則として、上映権付ビデオソフトにより上映するという運用がされるようになった。

### 2 貸出

映画以外の著作物の貸出に権利が与えられたのは、貸レコード問題を受けて貸与権が設けられた1979年のことである。その際、書籍と雑誌の貸与には貸与権が及ばないこととされ、また、映画以外の著作物の非営利・無料の貸与には貸与権が制限されることとなった。このとき、映画については、従来から頒布権が及んでいたとの解釈のもと、貸出には補償金の支払いが必要とされた。

ただ、補償金額の確定のための権利者団体と日本図書館協会による協議がまとまらなかったことから、結局、ビデオ会社から貸出用ビデオソフトを購入して貸し出すこととなった。

映画以外の著作物については、作家や出版社の団体

により、1990年代末ごろから、図書館の貸出について、補償金制度の導入や一定期間内での貸出を禁止または自粛するよう求める運動があり、2003年1月の文化審議会著作権分科会の報告書において、書籍の貸出に補償金制度を設けることが適当とされたものの、実現されていない。

なお、2004年の法改正において、書籍と雑誌の貸与には貸与権が及ばないという措置が撤廃された。その際、大学図書館や専門図書館での貸出と法第38条第4項との関係について懸念が出されたが、2004年11月、「営利」と「料金」の文言を限定的に解釈する政府見解が示されたことから、この懸念は払しょくされた。

### 3 複写

複写サービスに係る権利制限規定である法第31条は、現行著作権法制定時に初めて設けられた。その後、1976年9月には、著作権審議会第4小委員会の報告書において、同条の「一部分」を半分以下とする等、実務に影響を与える解釈が初めて示された。

また、1993年に日本複写権センター（JRRC。現在の日本複製権センター）が国公立大学図書館協力委員会（国公私）に示した「複写に関するガイドライン（案）」では、「発行後相当期間」を次号か3か月間経過後と示し、コイン式コピー機によるサービスを条件付きで認め、また、非来館者からの複写申込を同条に含めることを認める解釈が示された。また、1995年には、これまでの法改第31条の解釈を踏まえた「多摩市立図書館事件判決」が東京地裁で出された。

その後、2001年からの文化庁での図書館の活動に係る検討経過の中で、同条の「調査研究」に営利目的の調査研究が含まれることや、図書館経由の複写申込みが同条に含まれることが確認された。さらに、権利者団体との協議の成果として、2006年1月に、貸出を受けた図書館を借受館で複写することを認めるガイドラインと、俳句や短歌、事典の一項目の全体の複写を事実上認めるガイドラインを、権利者団体の理解の元で策定した。

大学図書館界では、国公私がJRRCなどの権利者団体との協議、または国公私内での協議により、大学図書

館だけのルールが形成されている。すなわち、2003年1月の「大学図書館における文献複写に関する実務要項」の策定により、コイン式コピー機による複写サービスにおける複写申込内容の審査を事後にまとめて行えばよいこととなり、2004年3月に権利者団体との合意により大学図書館間 ILL での複写物のやり取りを公衆送信で行うことができるようになり、2014年7月には大学刊行の定期刊行物の「発行後相当期間」の扱いにつき、原則として各大学図書館が受入をした時点とすることとなった。

#### 4 デジタルアーカイブ

図書館資料の保存については、従来から法第31条第1項第2号が適用されるという解釈が示されていたが、デジタル化にも適用されるかは不明確であった。このため、2009年法改正で国立国会図書館（NDL）がその所蔵資料を著作権者の許諾なしにデジタル化することを許容する際には、法第31条第2項の新設により対応することとされ、他の図書館まで同様に行うことについては、同条第1項第2号の適用が「不可能ではない」ことを示すに止まっていた。

同号が適用されることを明確に示したのは2017年4月の文化審議会著作権分科会報告書においてであり、「代替性のない貴重な所蔵資料」や「絶版等の理由により一般的に入手することが困難な貴重な所蔵資料」、「記録技術・媒体の旧式化により作品の閲覧が事実上不可能となる」ものについて、デジタル化を可能とすることが示された。

また、デジタル化した資料をインターネット送信することは、NDLが図書館等に行うことが2012年の法改正で認められている以外は、著作権処理が必要となる。この著作権処理を円滑に進める方策として、著作権者等が不明の著作物等の利用のための裁定制度（法第67条第1項）があるが、2009年法改正以降、制度活用の前提となる著作権者探しの内容の明確化や簡素化が進められている。2018年の法改正において、国や地方自治体等について補償金の事前供託が不要となったのも、このような流れの一環である。

#### 5 視覚障害者等サービス

視覚障害者等サービスに係る権利制限規定である法第37条も、現行著作権法制定時に設けられたものである。ただ、点字図書とは異なり、録音図書の製作は、点字図書館等のみに適用が認められるものであった。その後、点字データの製作や提供、公衆送信を認めた2000

年の法改正や点字図書館等に録音図書のデータのインターネット配信を認めた2006年の法改正はあったものの、図書館が同条の適用対象になったのは、ようやく2009年の法改正においてであった。なお、この法改正では、録音図書以外の資料の製作、発達障害者等への対象者の拡張、資料の譲渡も認められた。また、この改正事項の実施のため、権利者団体の理解を得て、2010年2月には、同条の適用内容を定めたガイドラインが策定された。

その後、2013年の「マラケシュ条約」の採択を受け、2009年改正の積み残し事項の検討が行われ、2018年法改正により、適用対象となる障害種の肢体不自由者までの拡張、製作したデータの電子メール送信、製作主体のボランティア団体への拡張が行われた。

#### 6 本の表紙の使用

以前は著作権者の許諾が必要であったが、2006年5月、児童書や絵本の作家や出版社で構成される団体が発行した手引書において、「慣行上無許諾で使用できる」と明示し、さらに、2009年法改正において設けられた法第47条の2において、大きさや画素数等の要件を満たせば、他の資料についても使用できることとなった。

#### 7 著作権の保護期間の延長

著作権の保護期間は、現行著作権法制定以来、一貫して、原則として著作者の死後50年までとされており、その延長が初めて議論されたのは、2007年のことであった。ただこの時は、賛成意見と慎重意見がまともならず、結論が出されなかった。

ところが、環太平洋パートナーシップ協定（TPP）締結に伴う制度整備の一環として、保護期間を20年延長することとされ、2019年12月28日、その関連法の施行により、延長されることとなった。ただ、この日までに著作権が消滅しているものについては、延長の効力は生じないこととされた。

---

## 【報告】

### 図書館の障害者サービスにおける著作権法第 37 条第 3 項に基づく著作物の複製に関するガイドラインの改訂について

椎原綾子（目黒区立八雲中央図書館）

---

#### 1. はじめに

「図書館の障害者サービスにおける著作権法第 37 条第 3 項に基づく著作物の複製等に関するガイドライン」（以下「ガイドライン」とします）は、2009 年の著作権法の改定をうけ、図書館関係団体及び、権利者団体などから構成される「図書館における著作物の利用に関する当事者協議会」（以下、「当事者協議会」とします）にて協議を行い、2010 年 2 月に公表し運用されてきました。

昨年 4 月、このガイドラインの基となる著作権法 37 条第 3 項（以下「法第 37 条第 3 項」とします）に大きく関わる「盲人、視覚障害者その他の印刷物の判読に障害のある者が発行された著作物を利用する機会を促進するためのマラケシュ条約」（以下「マラケシュ条約」とします）の締結の国会承認手続きが、完了しました。

マラケシュ条約は著作権などに関する条約で、「視覚障害者等が著作物を利用する機会を促進するため、各国の著作権法において、視覚障害者等のために利用しやすい様式の複製物に関する著作権の制限又は例外を規定すること」が定められており、これを充たすためにも法 37 条第 3 項を改正する必要性がありました。

また障害者関係団体からマラケシュ条約締結のための最低限の改正だけではなく、法第 37 条第 3 項により複製等を行える主体をボランティアグループ等まで拡大すること、デイジーデータ等を図書館等が視覚障害者等に対してメールにて送信できるようにすること、等の要望もありました。

これらを受けて 2018 年 5 月に著作権法が改正されたため、ガイドラインも修正することとなりました。

また、今回の法律改正に伴うガイドラインの修正だけでなく、ガイドラインの別表 3「著作権法第 37 条第 3 項ただし書該当資料確認リスト」（以下「ただし書該当資料確認リスト」とします）についても、更新方法などを見直しました。

この分科会では、ガイドラインの修正点についてご報告いたします。

（注：この原稿を書いている 9 月時点では、ガイドラインの改定内容は権利者団体と協議中です。変更前のガ

イドラインは、日本図書館協会障害障害者サービス委員・著作権委員会のホームページに掲載しておりますので、そちらをご参照ください。）

「図書館の障害者サービスにおける著作権法第 37 条第 3 項に基づく著作物の複製等に関するガイドライン」

<http://www.jla.or.jp/portals/0/html/20130902.html>

#### 2. 著作権法第 37 条第 3 項の改正について

法第 37 条第 3 項の改正は以下の 2 点です。

①改正前「視覚障害者その他視覚による表現の認識に障害のある者」

改正後「視覚障害者その他の障害により視覚による表現の認識が困難な者」

②改正前「自動公衆送信（送信可能化を含む。）を行うことができる。」

改正後「公衆送信を行うことができる。」

具体的な違いは、①は法第 37 条第 3 項により製作された資料（以下「視覚障害者等用資料」とします）を利用できる人は、改正前が視覚障害者及びディスレクシアなど、活字を読むことができない又は困難な人に限られていました。改正後はこれらの人達に加え、寝たきりや上肢障害でページがめくれないなど、目は見えるし活字を読んで理解することもできるけれど、印刷資料を読むことが困難な人たちも対象となりました。

なお、著作権法上は改正前も改正後もこれらの読むことが困難な人達を「視覚障害者等」としています。

②は、「自動公衆送信」つまりインターネットを使ってダウンロードや再生をする提供方法に加えて、「公衆送信」であるメールで送信する提供も可能となりました。

これら①②について、改正著作権法にあわせガイドラインも変更いたしました。

#### 3. 別表 3「著作権法第 37 条第 3 項ただし書該当資料確認リスト」の見直し

法 37 条第 3 項にはただし書きとして、視覚障害者等用資料を製作するにあたり、同じ複製の形式のものが入手可能な状態で販売されていないこと、が定められています。例えば、デイジーで販売されている本があれば、その本のデイジーは図書館で作れません。

これは、視覚障害者等の方々がそのまま使える形態の資料が、出版され入手できるのであればそちらを使うようにすべき、という観点から設けられています。

ガイドラインの別表 3「ただし書該当資料確認リスト」は、そういった市販資料を販売している出版社の一覧がわかるようになっています。

しかし、このリストは内容に変更があっても、当事者協議会が開催されない限り変更することができませんでした。

今回、出版状況の変更をより早くリストに反映できるようにするため、別表3は日本図書館協会のサイト内に置き、日本図書館協会にて適時更新できるようにいたしました。

#### 4. 実務上どのような変更があるか

前述の「2. 著作権法第37条第3項の改定について」の①では、ガイドラインは著作権法に先んじて視覚障害者だけではなく、寝たきりや上肢障害でページがめくれないなど、活字を読んで理解することはできるけれど印刷資料を読むことが困難な人たちも対象としていました。そのため、対象者の実質的な変化はありません。

②では、著作権法が改正されたことにより、サピエ図書館や国立国会図書館からのインターネットによるダウンロードに加えて、図書館から利用者へメールを使って送信することも可能となりました。ただし、デイジーの中で最もタイトル数の多い音声デイジーは、メールで送ることのできる容量の上限を超えるため、残念ながら送ることはほとんどできません。例えば、録音時間約7時間半（300ページの文庫本の小説1冊程度）の音声デイジーは100MBを超えます。メールで送れる容量の上限は、通常3MBから多くても25MB程度ですので、図書を1冊まるごとメールで送ることはできません。そのため、今はあまり変化が少ないでしょう。

しかし、容量が大きい音声デイジーだと送れなくても、容量が少なく済むテキストデイジーなら丸ごと1冊送れる容量のタイトルもあります。現在サピエ図書館が保有しているテキストデイジーは約2,000タイトルで、音声デイジーの約70,000タイトルと比べ少ないのですが、今後テキストデイジーのタイトル数が増えると状況が変わってくるでしょう。

#### 5. さいごに

ガイドラインの変更は実質的には少ないのですが、視覚障害者等用資料を上肢障害の方に提供する法律の裏付けもされましたし、メールで送れるタイトル数はまだ少ないものの法律上はメール送信が可能になりました。機器類もパソコンでテキストデイジー、テキストデータを音声で読むことはもちろんのこと、現在発売されているデイジー再生機プレクストークでも合成音声でテキストデイジー、テキストデータを読むことができるようになりました。法律や機器においてはサービスの選択肢が広

がっています。

この原稿を書いている2019年9月時点では、ガイドラインの変更は権利者側と協議中ですが、概ね変更の方向で話が進んでいます。

大会では正式に決まったガイドラインを参加者の皆様に公表できる予定です。

#### 参照

国立国会図書館 カレントアウェアネス-E「マラケシュ条約の締結・著作権法の改正と障害者サービス」

<https://current.ndl.go.jp/e2041>